

(工学部内規程第27号)

鳥取大学大学院工学研究科研究報告編集委員会規程

第1条 鳥取大学大学院工学研究科に、研究報告編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、研究報告の編集及び刊行に関し、次に掲げる事項を審議する。

- 一 論文の投稿・審査・編集に関する事項
- 二 論文・著書要録に関する事項
- 三 経費に関する事項
- 四 その他必要な事項

第3条 委員会は、各講座の教授、准教授又は専任講師のうちから選出された各1人をもって組織する。

2 委員会が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員を加えることができる。

第4条 前条第1項の委員の任期は、2年とし、再任されることができる。

1年ごとに委員の半数を交替するものとする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員の任期は、委員会が定める。

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第6条 委員会は、審議した事項のうち重要事項について、研究科委員会に報告し承認を得るものとする。

第7条 委員会の事務は、工学部事務部において処理する。

附 則

この規程は、昭和45年6月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和51年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月9日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成10年12月21日から施行する。

2 この規程改正の際、現に委員である者の任期は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

改正前の任期	改正後の任期
自 平成10年 1月 1日 至 平成11年12月31日	自 平成10年 1月 1日 至 平成12年 4月30日
自 平成10年 1月 1日 至 平成11年12月31日	自 平成10年 1月 1日 至 平成13年 4月30日

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。